

佐賀市佐賀駅前交流広場概要書

1 設置目的

佐賀駅を訪れる多くの方に心地よい時間を過ごしてもらう空間を創造するとともに、県内最大の交通結節点である佐賀駅周辺の人の流れを近隣地域へと誘導し、中心市街地の賑わいを再生するとともに、市内の集客交流の活性化を図ることを目的とする。

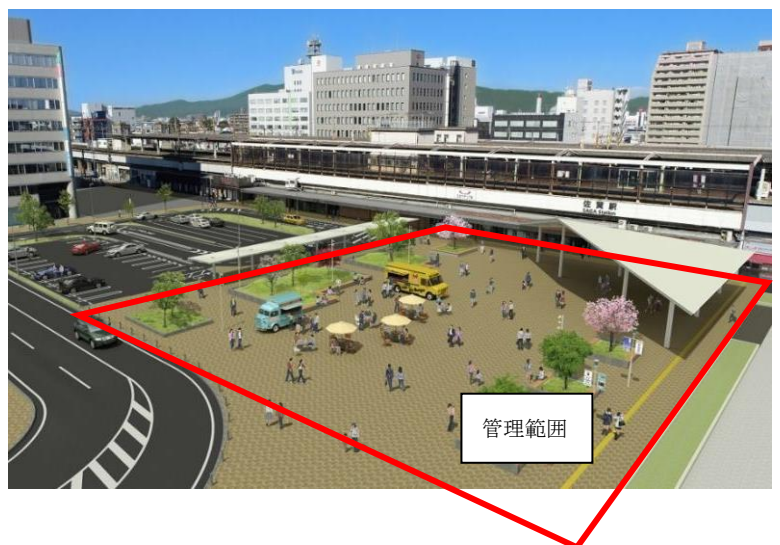
2 施設概要

- (1) 所在地 佐賀県佐賀市駅前中央一丁目79番
- (2) 広場面積 2,265㎡
- (3) 竣工 令和4年11月(予定)

3 利用範囲等

- (1) 利用時間 午前8時から午後10時まで
※市が交流広場の整備及び補修その他管理上必要があると認めたときは、市へ報告し交流広場の全部または一部の使用を休止することができる。
※市が必要と認めたときは、利用時間を変更することができる。
- (2) 利用料 利用者からは、別表に定める使用料の範囲内において、市と協議のうえ利用料を定め、利用料を徴収する。利用料は、前納とする。

4 広場について



5 使用料

区分	単位	金額
広場	午前8時から午後10時まで	15,000円

備考

- 1 陳列、物品販売等営利を主たる目的とする場合における広場の使用に係る金額は、この表に定める額に10分の90を乗じて得た額を加算した額とする。
- 2 午前0時から午前8時まで及び午後10時から午後12時までの間の1時間当たりの広場の使用に係る金額は、この表に定める額に10分の2を乗じて得た額の範囲内で市長が定める額とする。
- 3 2日以上連続して使用する場合には、前項の規定は、その連続する期間の初日の午前0時から午前8時まで及び末日の午後10時から午後12時までに限り適用する。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。
- 4 この表の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、この表に定める額の範囲内において、広場の使用に係る金額を別に定めることができる。
- 5 午前0時から午前8時まで及び午後10時から午後12時までの間に広場を使用する場合において、使用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数は1時間とみなす。
- 6 附属設備の使用料は、実費相当額の範囲内において規則で定める。

※利用料は、この表（備考を含む。）の金額を上限として、市と指定管理者で協議して決定する。